平成２４年（フ）第８９号
岐阜県可児市光陽台２丁目70番地
債務者　**花**堂　新一
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１７９５号
愛知県あま市甚目寺流15番地１　メゾン江上102号
債務者　本田　康雄
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１０３号
名古屋市千種区千種３丁目16番７号　メゾン・ド・ラパン103号
債務者　水野　龍夫
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５２号
兵庫県宝塚市小林４丁目７番45―６―501号、前住所福岡市博多区竹下２丁目５番38―２号
債務者　馬場　弘樹
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第６７４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目10番１―202号
債務者　山本　秀樹
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８６号
福岡県田川市大字川宮1567―18―２―206、申立時の住所北九州市八幡東区宮田町18番24号
債務者　大西　直樹
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７２２号
北九州市小倉北区常盤町10番８号
債務者　畠中　史子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７２９号
北九州市小倉北区今町１丁目４番７―206号
債務者　木村　静美
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７５５号
北九州市八幡西区茶売町17番５―201号
債務者　尊田　耕司
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７５６号
北九州市八幡西区茶売町17番５―201号
債務者　尊田　清美
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７７２号
北九州市小倉北区都１丁目14番２号
債務者　**兜**玉　和美
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７９１号
北九州市若松区用勺町12番11号　１－２号
債務者　山川　定男
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４５１号
大分市大字森1035番地の９　久保山団地Ｅ―67
債務者　鈴東　弘樹
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６１号
宮崎県北諸県郡三股町稗田14番地１
債務者　渡邊　真吾
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１５５号
鹿児島県曽於市大隅町中之内975番地、前住所鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8369番地１
債務者　東　　純雄
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
鹿児島県曽於市大隅町中之内975番地、前住所鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8369番地１
債務者　東　マリ子（旧姓荒川）
1　決定年月日時　平成24年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第５０３号
沖縄県那覇市松山２丁目21番29号　島袋アパート202
債務者　宮國久美子（旧姓**與**那覇）
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部